

## 令和5年度弘前市浄化槽整備事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽の設置に要する経費について、令和5年度予算の範囲内において、当該浄化槽を設置する者等に対し、弘前市浄化槽整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、弘前市補助金等交付規則（平成18年弘前市規則第57号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において「浄化槽」とは、次に掲げる要件のすべてを満たすものをいう。

- (1) 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽であること。
- (2) 法第4条第2項の構造基準に適合するものであること。
- (3) 生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上、放流水のBODが1リットルあたり20ミリグラム（日間平均値）以下の機能を有するものであること。
- (4) 合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号。以下「指針」という。）に適合するものであること。
- (5) 処理対象人員が10人以下であること。

### (補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の認可又は同法第25条の11第1項の認可を受けた事業計画に定められた処理区域又は予定処理区域以外の地域で、かつ、農業集落排水処理施設（弘前市農業集落排水処理施設条例（平成18年弘前市条例第175号）第2条第2号に定める排水処理施設をいう。）の処理区域又は現在事業実施中の区域以外の区域において、住宅（一軒家の専用住宅、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供する併用住宅及び別荘をいう。以下同じ。）に浄化槽を設置する者又は浄化槽が新たに設置されることとなる住宅を購入する者とする。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 法第5条の規定に基づく設置等の届出（以下「浄化槽設置届」という。）の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく確認（以下「建築確認」という。）を受けずに、浄化槽を設置する者
- (2) 住宅を借りている者で賃貸人の承諾が得られていないもの
- (3) 市税等を滞納している者
- (4) 社団法人全国浄化槽団体連合会が実施する小型合併処理浄化槽機能保証制度（以下「機能保証制度」という。）に基づき保証登録された浄化槽以外の浄化槽を設置する者
- (5) 販売の目的で、浄化槽付き住宅を建築（増改築を含む。以下同じ。）する者
- (6) 現在、既に合併処理浄化槽を設置している者
- (7) その他、国庫補助指針に適合しない浄化槽を設置する者

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、浄化槽の設置事業（以下「補助事業」という。）に要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額又は次の表の人槽区分（併用住宅及び別荘については、居住の用に供する分のみが対象。）に応じて定める限度額のいずれか少ない額とする。

人槽区分	5人槽	6～7人槽	8～10人槽
限度額	390,000円	474,000円	660,000円

(交付申請)

第6条 規則第3条の補助金等交付申請書は、令和5年度弘前市浄化槽整備事業費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。ただし、浄化槽付き新築住宅を購入する場合は、第7号の書類の添付により、第1号から第6号までの書類の添付を省略することができる。

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届の写し又は建築確認通知書の写し
- (2) 設置工事を監督する浄化槽設備士の免状の写し
- (3) 設置する浄化槽の付近見取図、構造図及び配置配管図
- (4) 指針に適合することを証する登録証の写し及び管理票（C票）
- (5) 機能保証制度に基づく保証登録証
- (6) 浄化槽設置工事契約書の写し又は見積書（配管工事を含めた工事明細書）の写し
- (7) 浄化槽付き新築住宅を購入する場合は、次条第4項の通知書
- (8) 前年度の納税証明書

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の申請書の提出期限は、令和5年11月30日とする。

(販売用浄化槽付き住宅の確認)

第7条 補助金の交付の対象となる浄化槽付き住宅を建築し、販売しようとする者（以下「建築者」という。）は、補助対象浄化槽確認申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届の写し又は建築確認通知書の写し
- (2) 設置工事を監督する浄化槽設備士の免状の写し
- (3) 設置する浄化槽の付近見取図、構造図及び配置配管図
- (4) 指針に適合することを証する登録証の写し及び管理票（C票）
- (5) 機能保証制度に基づく保証登録証
- (6) 浄化槽設置工事契約書の写し又は見積書（配管工事を含めた工事明細書）の写し

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 市長は、第1項の申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、その結果を補助対象浄化槽確認結果通知書（様式第3号）により建築者に通知するものとする。

5 前項の規定により、補助金の交付の対象であることを通知する場合は、当該建築者に次の条件を付すものとする。

- (1) 当該通知書を保管し、購入者にこれを引き継ぐこと。
- (2) 第11条第2項の書類を作成し、購入者に前号の通知書とともに引き継ぐこと。

(交付の条件)

第8条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第5条の規定により

付された条件とする。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ令和5年度弘前市浄化槽整備事業費補助金事業変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出して、その承認を受けること。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和5年度弘前市浄化槽整備事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出して、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
- (4) 補助事業により取得した財産を市長の承認を受けて処分したことにより補助事業者に入収入があったときは、市長の定めるところにより、当該収入の全部又は一部に相当する額を市に納付すること。

（交付決定）

第9条 規則第6条の補助金等交付決定通知書は、令和5年度弘前市浄化槽整備事業費補助金交付決定通知書（様式第6号）とする。

（申請の取下げ）

第10条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日として市長が定める日は、補助金の交付決定通知書の送付を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

（実績報告）

第11条 規則第12条の補助事業等実績報告書は、浄化槽設置完了（廃止）報告書（様式第7号）とする。

2 前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 浄化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し又はこれを証明する書類
- (2) 工事費明細書等浄化槽設置工事費を確定できるもの及び領収証
- (3) 工事写真
- (4) 浄化槽設備士が適正に施工を確認したことを証するもの

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の報告書の提出期限は、補助事業が完了した日（第8条第2号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は令和6年2月29日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定通知）

第12条 規則第13条の補助金等交付額確定通知書は、令和5年度弘前市浄化槽整備事業費補助金交付額確定通知書（様式第8号）とする。

（水質検査結果の報告）

第13条 補助金の交付の決定の通知を受けた者は、浄化槽の使用開始後3年間に限り、法第7条及び第11条の規定による検査を受けたときは、その都度結果を市長に報告しなければならない。

（維持管理義務）

第14条 補助事業者は、浄化槽の機能が正常に稼働するよう、法第10条第1項に規定する保守点検及び清掃を行うほか、適正な維持管理を行わなければならない。

(処分の制限を受ける期間)

第15条 規則第20条ただし書の市長が定める期間は、令和9年3月31日までとする。

(補助金の請求等)

第16条 補助金の請求は、令和5年度弘前市浄化槽整備事業費補助金請求書(様式第9号)を市長に提出して行うものとする。

2 補助金は、口座振替により交付する。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和5年度の補助事業について適用する。